

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件) (共同企画社会推進課) 一
- 有害図書類の指定 () () 一
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 外部監査人の監査の事務の補助 監査委員 四

告 示

○宮城県告示第六百七十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 もつこりの里

一 代表者の氏名 後藤 則夫

二 主たる事務所の所在地 登米郡南方町新高石浦百五十番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、南方町が設置した産地形成促進施設の適正な管理を行い、施設運営を効率的に行い産地づくりを促進し町づくりに資することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年六月四日

○宮城県告示第六百七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ゆうあんどあい

一 代表者の氏名 渡邊 祥子

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区原町二丁目三・五十八 Y・Kビル四F

三 定款に記載された目的 この法人は、市民の参加と協力を得て、困った時はお互い様の精神の元に、高齢者や障害者、困難を抱えた若年層や家庭等に対して、地域福祉に関する事業を行い、高齢者が在宅で安心して暮らせる地域作り、ネットワーク作りを目指し、一般市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年六月九日

○宮城県告示第六百七十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	月刊エンタメ 7月号 02053・07	(株)徳間書店
二	雑誌	恋愛楽園ヒュア VOL. 24 02054・06	(株)徳間書店
三	雑誌	アサ芸Secret! VOL. 08 20018・6/15	(株)徳間書店
四	雑誌	恋愛子エリーピンク 7月号 17744・7	(株)秋田書店

五	雑誌	チャンピオンREDいちご VOL. 20	(株)秋田書店
六	雑誌	16128・7 ENJOY MAX 7月号	(株)笠倉出版社
七	雑誌	01901・07 ENJOY MAX THE BEST VO L. 2	(株)笠倉出版社
八	雑誌	06232・06 無敵恋愛エスガール 7月号	(株)ぶんか社
九	雑誌	08577・7 劇画マッドマックス 7月号	(株)コアマガジン
十	雑誌	03369・07 裏モノ JAPAN 7月号	(株)鉄人社
十一	雑誌	01805・7 Gossip 炎 7月号	(株)サン出版
十二	雑誌	11842・07 FRIDAY Dynamite 6/8増刊号	(株)講談社
十三	雑誌	22218・06/08 BLACK BOX 7月号	三英出版

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三・一の十五（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三・一の十五（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。

(一) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(二) 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年六月十八日

二 商号又は名称等

株式会社橋本不動産 佐々木 宏明	仙台市青葉区立町二七・二一	特・十七 第一万七千五百十九号	全部廃業 特定建設業 建築工事業	平成二十二年 五月二十一日
株式会社報徳建設 加藤 貞治	東松島市大曲字横沼十五・十六	般・十九 第一万六千七百八十四号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十二年 五月二十四日
仙武電気工事業有限会社 瀬谷 榮治	仙台市宮城野区自由ヶ丘七・二十	般・十九 第七万七千七百七号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十二年 五月二十四日
赤坂建設株式会社 菊池 昭三	石巻市前谷地字中埜三十一	般・二十一 第八千三百三十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 五月二十四日
有限会社山西商會 西條 泉	石巻市中瀬一・七	般・二十一 第七千九百四十四号	一部廃業 一般建設業 熱絶縁工事業	平成二十二年 五月三十一日
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日

柴崎 建業 柴崎 弘	仙台市青葉区二百町十 三、三 仙台市若林区三本塚字 沼屋敷浦七十五、一	般、十八 第一万七千 百四十七号 般、十九 第一万八千 百二十九号	全部廃業 一般建設業 塗装工事業 全部廃業 一般建設業 建築工事業	大工工事業 とび、土工工事業 内装仕上工事業	平成二十二年 五月十九日 平成二十二年 五月二十六日
---------------	--	--	--	------------------------------	-------------------------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、涌谷町土地改良区
役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年六月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年六月七日	小野寺 衛	遠田郡涌谷町字三十軒屋敷三番地	理事
平成二十二年六月七日	佐藤 謙次郎	遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地十三番地十	理事
平成二十二年六月七日	大平 勇	遠田郡涌谷町字表桜町六十二番地	理事
平成二十二年六月七日	櫻井 幸雄	遠田郡涌谷町字長柄町二十九番地	理事
平成二十二年六月七日	大川 順也	遠田郡涌谷町猪岡短台字迫二 三十三番地	理事
平成二十二年六月七日	廣 好美	遠田郡涌谷町字花勝山石坂道東二号八番地	理事
平成二十二年六月七日	及川 孝敏	一 遠田郡涌谷町下郡字八幡二十三番地	理事
平成二十二年六月七日	高橋 俊英	遠田郡涌谷町字追廻町三番地	理事
平成二十二年六月七日	菊池 久	遠田郡涌谷町小塚字清水山二十五番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年六月七日	只野 孝也	一 遠田郡涌谷町猪岡短台字短台二番地	理事
平成二十二年六月七日	木村 正義	石巻市北村字大沢堤八十八番地	理事
平成二十二年六月七日	黒田 千秋	遠田郡涌谷町小塚字中野二 四十二番地	理事
平成二十二年六月七日	高成 盛	遠田郡涌谷町字中島甲十九番地一	監事
平成二十二年六月七日	山崎 信夫	遠田郡涌谷町吉住字馬追畑五十六番地四	監事
平成二十二年六月七日	末永 寛	遠田郡涌谷町涌谷字追波北五十二番地	監事

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年六月六日	小野寺 衛	遠田郡涌谷町字三十軒屋敷三番地	理事
平成二十二年六月六日	佐藤 謙次郎	遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地十三番地十	理事
平成二十二年六月六日	大平 勇	遠田郡涌谷町字表桜町六十二番地	理事
平成二十二年六月六日	櫻井 幸雄	遠田郡涌谷町字長柄町二十九番地	理事
平成二十二年六月六日	大川 順也	遠田郡涌谷町猪岡短台字迫二 三十三番地	理事
平成二十二年六月六日	廣 好美	遠田郡涌谷町字花勝山石坂道東二号八番地	理事
平成二十二年六月六日	及川 孝敏	一 遠田郡涌谷町下郡字八幡二十三番地	理事
平成二十二年六月六日	高橋 俊英	遠田郡涌谷町字追廻町三番地	理事
平成二十二年六月六日	菊池 久	遠田郡涌谷町小塚字清水山二十五番地	理事
平成二十二年六月六日	只野 孝也	一 遠田郡涌谷町猪岡短台字短台二番地	理事
平成二十二年六月六日	木村 正義	石巻市北村字大沢堤八十八番地	理事
平成二十二年六月六日	黒田 千秋	遠田郡涌谷町小塚字中野二 四十二番地	理事

平成二十二年六月六日	高 成 盛	遠田郡涌谷町字中島甲十九番地一	監 事
平成二十二年六月六日	大 橋 信 夫	遠田郡涌谷町涌谷字追波南三番地	監 事
平成二十二年六月六日	山 崎 信 夫	遠田郡涌谷町吉住字腰須賀五十六番地四	監 事

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月22日

宮城県監査委員 内 海 太
 宮城県監査委員 佐々木 敏 克
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

小 川 高 広 仙台市太白区長町南4丁目2番56 - 105号

有 倉 大 輔 仙台市青葉区上杉3丁目4番50 - 305号

加 藤 晴 啓 仙台市太白区泉崎2丁目22番30 - 201号

峯 岸 進 一 仙台市宮城野区新田東2丁目2番地の9

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年6月22日から平成23年3月31日まで